



注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を左欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑨の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。次にその年金の名称を記入してください。加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までの○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、「ウ」を○で囲んだ場合と、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合は、「四種」又は「高任」と記入してください）。
- 5 ⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得については、市町村民税又は特別区民税の総所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用配当等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 ⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑯の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくする）か又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。た者を含みます。
- 8 ⑰の欄は、⑱の欄に記載する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 ⑲の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑳の「生計費の負担の有無」の欄は、㉑の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であったり、学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負担している場合、別居であったり親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、㉒の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ㉓の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、㉔の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 ㉕の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。ア 「同一」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。イ この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。ア 児童が未成年後見人又は父母指定者である場合、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合、その児童が世帯主でない場合、その児童が海外に留学している場合、その児童が日本国内に住所を有しなくなったり、その児童が日本国内に住所を有しなくなったりしている書類
- 15 児童が海外に留学している場合は、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く）を添付してください。ウ 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。エ 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。カ 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。キ 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。ケ 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。ク 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。コ 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。サ 児童が未成年後見人の子である場合、請求者がその児童の状況を明らかにすることのできる書類（請求者が未成年後見人の子である場合を除く）を添付してください。

備考

1. ⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所定の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。